

# 公益財団法人日本医療機能評価機構 ハラスメント防止規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本医療機能評価機構（以下「機構」という。）就業規則 第13条に規定する職場におけるハラスメントを防止し、働きやすい職場環境を実現するため機構の役職員等が遵守するべき事項について定めることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程の適用対象者は、機構の理事、監事、評議員、機構に勤務する全職員（出向職員、派遣職員を含む（以下「役職員」という。））、および機構業務に関与中のすべての役職員以外の者（以下「役職員等」という。）とする。

## (禁止行為)

第3条 すべての役職員等は、職場における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、機構業務従事中の言動等に注意を払いハラスメント行為をしてはならない。

2 本規程におけるハラスメントおよび職場とは次の各号のとおりとする。

- (1) ハラスメントとは、業務上不必要または必要かつ相当な範囲を超えた言動により、他者の就業環境を害することをいう。
- (2) 職場とは、役職員等が機構業務を遂行する場所を指し、通常就業している場所以外であっても、機構業務を遂行する場所は「職場」に含まれる。
- (3) 機構業務に関与中とは、機構の就業時間内に限らず、実質的に業務の延長と見なされる就業時間外の時間も含むとする。

## (不利益取扱いの禁止)

第4条 役職員等は、ハラスメントに関する相談・苦情等（以下「相談等」という。）を申し出たことや相談窓口への協力等を理由として、いかなる不利益な取り扱いも受けない。

## (役職員向け相談窓口)

第5条 職場におけるハラスメントに関する役職員向けの相談窓口は、機構内と機構外に設置し、機構内については次の各号のとおりとし、機構外については、苦情等対応規程第5条に定めるとおりとする。

- (1) 機構内の相談窓口には、専務理事が命ずる者を相談窓口担当者として配置する。
- (2) 相談窓口担当者は、公益通報者保護法の定めに従い、通報者を特定し得る事項を秘密として保持する義務を負うこと並びに正当な理由なくこれを他に開示又は漏洩した場合には、刑事罰の適用対象となり得ることを認識のうえ業務を行わなければならない。
- (3) 機構内の相談窓口は次の業務を担当するものとする。
  - ① 職場におけるハラスメントに関する相談等を受け付けること。

- ② 相談等があった事案について、事実関係を確認すること。
- ③ 相談等があった事案について、事実に基づいた適切な措置を講ずること。

#### (相談等の申出等)

第6条 職場におけるハラスメントの被害者に限らず、役職員等及び退職者は、苦情等対応規程第4条および第5条に定めるとおり、ハラスメントに関する相談等を申し出ることができる。退職者とは、元役職員であって、退職日及び委託契約終了日から1年が経過していない者とする。

- 2 職場におけるハラスメントに関する相談等の申出は、現実に発生した場合だけでなく、発生のおそれがある場合にも行うことができる。
- 3 ハラスメントに関する相談等の申出は、誠意のあるものに限られるものとし、個人的利益を図る目的、私怨又は誹謗・中傷を目的として行ってはならない。
- 4 第1項の申出に関して機構から聴取を求められた役職員等は、正当な理由なくこれを拒むことはできず、調査に協力する義務及び積極的に真実を述べる義務を負うとともに調査を妨害してはならない。また、機構は加害者とされる者に対して聴取をする場合は、当人に十分な弁明の機会を与えなければならない。
- 5 ハラスメントに関する相談等に対応する機構の対応方針等は、前項に基づき役職者等や関係者から事案の詳細を確認したうえで、苦情等対応規程第3条、第4条および第5条に定めるとおりとする。

#### (防止の義務)

第7条 機構は、職場におけるハラスメントの発生を防止するため、関連情報の周知及び研修の実施、また、発生時には事案発生の原因究明を行い、適切な再発防止策を講じなければならない。

#### (守秘義務)

第8条 相談等の受付者は相談等の内容および申立者の個人情報等を適切に管理しなければならない。この情報管理については相談等の対応が終了した後においても同様とする。

#### (その他)

第9条 この規程に定めの無い事項又は解釈に疑義のある事項、並びに特別な事情により、この規程で処理ができない事案には、必要に応じて外部の専門家の意見も確認した上で、専務理事、事務局長及び事案に関する役職員で協議して判断、対応するものとする。

#### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、運営会議の決議を経て行う。

#### (雑則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、2025年4月1日から施行する。